

## 男女共同参画推進共同宣言について

男女共同参画推進委員会 石井知行

Keywords : 男女共同参画推進共同宣言, 男女共同参画社会基本法, 「2020年30%」の目標

### はじめに

精神科関連60学会・団体の賛同により日本精神神経学会男女共同参画推進委員会は男女共同参画推進共同宣言を発表したので紹介する。

### 1. 男女共同参画社会基本法について

男女共同参画社会基本法によると、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義され、すなわち、男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会を目標としている。

法の基本理念として、男女の人権の尊重（第3条）、社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）、政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）、家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）、国際的協調（第7条）が挙げられている。

第3次男女共同参画基本計画において、2020年に指導的地位に女性が占める割合を、少なくとも30%程度とする目標に向けて取り組みを推進するとし、そのために中間目標の設置やポジティブアクションを推進するとしている。ポジティブアク

ションは、男女共同参画社会基本法において積極的改善措置に規定する機会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を形成すること）、これにかかる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することである（図1）。政府の主張するように女性の活躍により経済成長がもたらされるだけでなく、就労の仕方、生活のあり方、人生のあり方などに変化がもたらされることが期待される。

さらに女性の活躍による経済社会の活性化やM字カーブ問題の解消も強調されている。M字カーブとは、わが国の女性の年齢階級別労働力が30代を底としたいわゆるM字カーブを描いており、欧米諸国ではすでにみられない現象である。背景にはわが国では依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられている（図2）。

世界経済フォーラム（ダボス会議）が世界各国の男女間の格差を、経済、教育、保健、政治の4分野の14指標を用いて測定し、毎年公表しているが、構成するすべての指標について、男性に対する女性の割合（女性の数値/男性の数値）を計算し、日本は世界142カ国中104位であり、分野別にみると経済分野は102位、教育分野は93位、健

ポジティブ・アクションの考え方

(1) 概念

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。

(2) 手法と推進方策

ポジティブ・アクションには、多様な手法や国の方策があり、各機関・団体の特性に応じて最も効果的なものを選択することが重要。

◆多様な手法

- 例：①クォータ制，プラス・ファクター方式など，枠などを設定することによってその実現を確保する方式  
 ②達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力するゴール・アンド・タイムテーブル方式  
 ③研修の機会の充実，仕事と生活の調和など基盤整備を推進する方式

穏健なポジティブ・アクション    中庸なポジティブ・アクション    厳格なポジティブ・アクション

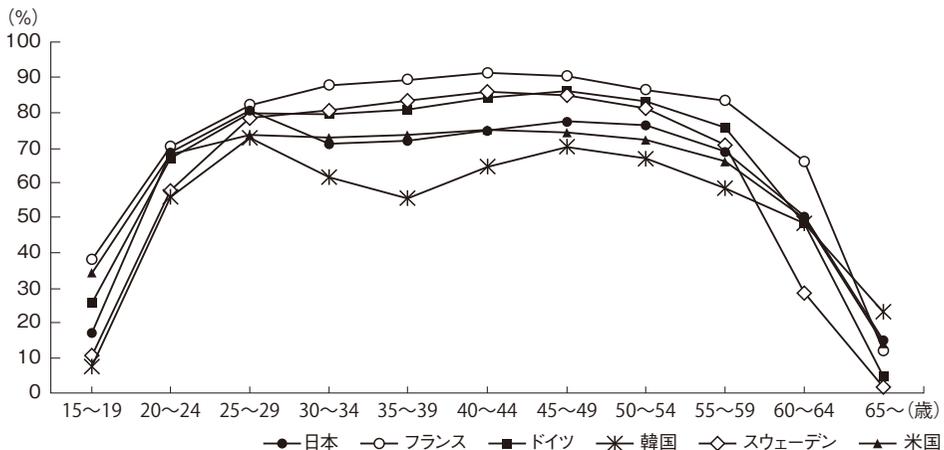
仕事と家庭の  
両立支援・職務能力  
向上研修など

行動計画策定・  
期限付き目標設定・  
情報開示など

一定人数・比率  
の割当てなど

例：ゴール・アンド・タイムテーブル方式，    例：クォータ制など  
 プラス・ファクター方式など

図1 ポジティブ・アクション（文献1，4を参考に作成）



(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年)。その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。  
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」「15歳以上人口」×100。  
 3. 日本、フランス、韓国および米国は2015年(平成27年)値, その他の国は2014年(平成26年)値。  
 4. 米国の15~19歳の値は, 16~19歳の値。

図2 主要国における女性の年齢階級別労働力率（文献2より引用）

日本では、女性の年齢階級別労働力率がM字カーブを描くが、欧米諸国ではすでにみられない。

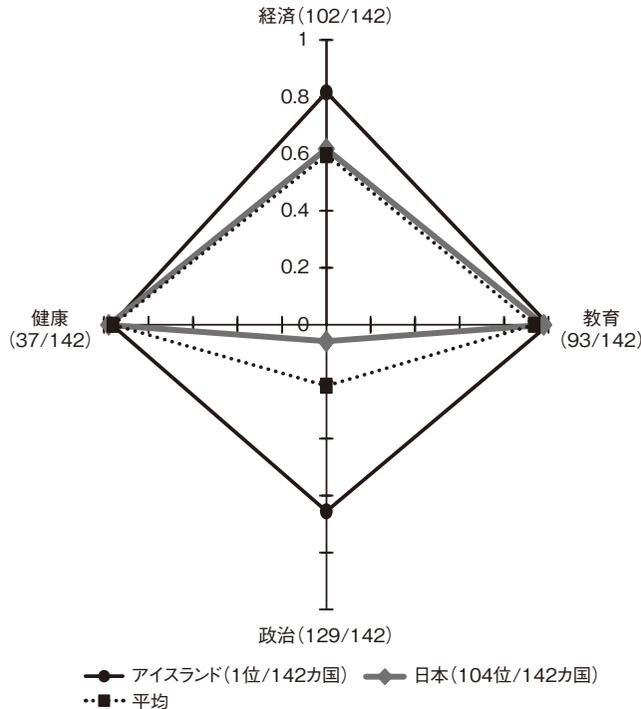


図3 ジェンダーギャップ指数 (GGI)  
「世界経済フォーラム」(ダボス会議) が、世界各国の男女間の格差を、経済、教育、健康、政治の4分野の14指標を用いて測定し、毎年公表している。(文献3より引用)

康分野は37位、政治分野は129位であった(図3)。このような状況において第3次男女共同参画基本計画の閣議決定(平成22年12月)を受け、日本医師会では、同会役員や、委員会委員への女性医師の積極的登用を図るため一定の目標を定めている。同会の「2020.30」推進懇話会は、その目標達成のための具体的な施策として、女性医師に「本会の組織・運営・活動に関わる理解を深め、将来、本会の活動に参加して頂く」ことを目的として、平成23年度より開催されている。

## II. 男女共同参画推進委員会について

日本精神神経学会の女性会員は全会員の24%、代議員3%、理事0%となっている。日本精神神経学会における男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進委員会は、①ポジティブアクション

の活用、②女性会員の活動の活性化を目標として活動している。

ポジティブアクションの活用として、内閣府の指導を受けて代議員選挙規則・理事選任規則の改正を理事会に提案しているところである。

女性会員への働きかけとしては、一般女性会員の学会活動への参加とその活性化を図ることが重要であるため、女性会員活動活性化推進班を設立し活動中である。

一般論として女性の能力の低さが指摘されることがある。しかしながら、能力は性別によるものより個人差によるものが大きく、女性だから能力が低いのではなく、あらゆる分野の社会活動において参加の機会が少なかったために習熟していないことが多いことによると考えられる。かつて女性には参政権がなく普通選挙法によって参政権が与えられたが、これにより社会は衰退せず円熟化した。

表1 男女共同参画推進共同宣言 (2015年11月21日)

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法の前文は「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と謳い、国が男女共同参画基本計画を定めなければならないとしている。

これに基づいて、内閣府男女共同参画局長の公益社団法人代表者宛て文書は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待するという目標(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定。以下、『『2020年30%』の目標』という。)が立てられた。政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は我が国にとって喫緊の課題であり、平成23年12月17日に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においても、特に早急に対応すべき課題の一つとして、実効性のあるポジティブ・アクションの推進が掲げられている。新公益法人制度の施行に伴い、新たに公益社団法人及び公益財団法人へ移行した法人においても、「2020年30%」の目標の達成に向け、今後、理事、監事、評議員の選任に当たっては、女性の参画の拡大に積極的に取り組んでいくことが要望されている」としている。

このため我々は男女共同参画の重要性についての宣言をとりまとめた。

#### (1) 啓発活動を推進する

「Evidence for a collective intelligence factor in the performance of human groups」(2010, SCIENCE)において、女性の social sensitivity が高いため女性数の多い集団の方が集団知能が高いことに有意の相関がみられると述べられている。

女性の業績に対する貢献は企業の世界では共通認識となりつつある。

クレディ・スイスの調査によると、女性取締役が一人でもいる企業の方が自己資本利益率や利益の伸びなどが良好な結果になった。多様な取締役会は議論を活発化させ、企業の新たな視点の獲得にもつながる、としている。アメリカの年金基金などをメンバーとし、120兆円の運用資金を持つ「30%連合」は、現在は14%程度の米上場企業の女性取締役の比率を、2015年までに30%に引き上げることを目標に掲げる。すなわち、女性幹部の存在によるダイバーシティ確保の業績に与える好影響が評価されている。

また、日本の行政においても女性の厚労省事務次官、県警本部長などが誕生している。

このため女性のより一層の学術団体活動への貢献のため、各学術団体・研究組織において男女共同参画委員会を設置する方法も有効である。

#### (2) 女性を軸とした精神医学、精神医療の発展と女性医学研究者及び女性臨床医に対する支援を推し進める

精神疾患患者の半数以上は女性である。うつ病などにおける女性特有の精神疾患のあり方、女性特有のメンタルヘルス、特にWHOの指摘する女性に対する暴力の影響等への対応、研究、次世代育成とも関連して妊娠・出産・育児などへの医療的援助も重要であり、女性医師の学術研究、臨床の発展が望まれる。

男女共同参画推進センターを設置して女性医学研究者支援に取り組んでいる大学などもあり、推進センターの更なる設置や行政の女性研究者支援事業の拡大強化を要望することが必要である。また、各医療団体への女性臨床医の働き方についての要望も望まれる。

参加学会：日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会、国立精神医療施設長協議会、日本てんかん学会、日本「性ところろ」関連問題学会、日本精神科診断学会、日本発達障害学会、日本森田療法学会、日本うつ病学会、日本臨床精神神経薬理学会、日本統合失調症学会、日本アディクション看護学会、日本矯正医学会、日本神経化学学会、日本神経精神医学会、日本集団精神療法学会、日本生物学的精神医学会、日本サイココンコロジー学会、日本老年医学会、日本精神科救急学会、日本児童青年精神医学会、日本思春期青年期精神医学会、日本トラウマティック・ストレス学会、日本外来臨床精神医学会、日本心身医学会、日本ストレス学会、日本精神保健福祉政策学会、日本病院・地域精神医学会、日本周産期メンタルヘルス学会、日本女性心身医学会、全国自治体病院協議会、精神医学講座担当者会議、日本総合病院精神医学会、日本神経精神薬理学会、日本スポーツ精神医学会、日本心理臨床学会、日本病跡学会、日本精神分析的精神医学会、日本社会精神医学会、日本睡眠学会、日本芸術療法学会、日本遊戯療法学会、日本心理劇学会、日本産業精神保健学会、日本老年精神医学会、日本作業療法士協会、日本司法精神医学会、日本依存神経精神科学学会、日本高次機能障害学会、日本精神保健・予防学会、日本犯罪学会、多文化間精神医学会、日本認知・行動療法学会、日本外来精神医療学会、日本自殺予防学会、日本デイケア学会、SST普及協会、日本家族研究・家族療法学会、日本精神病理学会、日本精神神経学会

### Ⅲ. 男女共同参画推進共同宣言について

このような活動の一環として社会への広報と各学会との横断的連携のため男女共同参画推進共同宣言を提案したところ、平成 27 年 11 月、精神科関連 60 学会・団体の賛同により、男女共同参画推進共同宣言を公表した。表 1 に全文と参加学会名を掲載する。

平成 25 年 6 月、男女共同参画委員会が共同宣言を発表するに際して、男女共同参画推進委員会に名称変更した。設置目的は以下のとおりである。

- ・女性理事・代議員等登用方法の研究：内閣府男女共同参画局および公益認定等委員会の指導を受ける
- ・女性医師の学術研究、臨床のあり方の研究と、助成
- ・精神疾患患者の半数以上は女性であり、女性という軸を設定した性差の研究をはじめとした精神医学分野の研究の発展

### おわりに

医学・医療は第 3 次男女共同参画基本計画において第 12 分野科学技術・学術分野における男女

共同参画として位置づけられている。さらに、女性活躍推進法が成立し男女共同参画は社会の基本方針となりつつある。

精神医学・医療分野においても男女共同参画が推進され、より一層の社会貢献がなされることを確信している。

なお、本論文に関連して開示すべき利益相反はない。

### 文 献

- 1) 内閣府男女共同参画局：ポジティブ・アクションの概念、男女共同参画白書平成 23 年度版、2011 ([http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h23/zentai/html/honpen/b1\\_s00\\_01.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h23/zentai/html/honpen/b1_s00_01.html)) (参照 2016-11-07)
- 2) 内閣府男女共同参画局：男女共同参画白書平成 28 年度版、2016 ([http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h28/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-03.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h28/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-03.html)) (参照 2016-11-07)
- 3) 内閣府男女共同参画局資料 ([http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2015/201601/201601\\_03.html](http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2015/201601/201601_03.html)) (参照 2016-05-09)
- 4) 内閣府男女共同参画局：主な政策、ポジティブアクション ([http://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/index.html#positive\\_act](http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/index.html#positive_act)) (参照 2016-11-07)